

台湾の個人情報保護法の概要について

上拂 耕生

1. はじめに

個人情報の保護に関する国際的動向が注目される中¹、本稿は、台湾における個人情報保護法制の概要を整理し、紹介・概説する。台湾においても、社会のデジタル化への対応（情報化の進展や個人データの有用性の高まりを背景に、データ利活用が活発化するなか、個人情報保護とデータ流通の両立が要請される）と、国際的な制度調和（EUのGDPR（一般データ保護規則）充分性認定に典型されるように、外国等との相互認証など、個人情報保護の国際協調の積極的姿勢が窺われる）の観点から、個人情報保護法制のあり方が議論されている。とりわけ、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックに対して、台湾では「デジタル防疫」（デジタル技術を活用した感染症対策）により、感染拡大防止に一定の成果を収めたが、そこでは個人データの利用を必然的に伴うため、したがって法律論として、個人情報保護・プライバシーの権利との関係で抵触・問題が議論されている（この問題については、別稿で詳細に扱う）。

個人情報保護の国際的標準としては、OECD 8原則（「プライバシー保護のOECD 8原則」）が、日本を含め各国の個人情報保護の法制化に大きな影響を与えたと言われる²。その内容は、以下のとおりである。①収集制限の原則：個人データの収集には制限を設けるべきであり、あらゆる個人データは、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合においては、データ主体に知らせ、またはその同意を得て取得されるべきである。②データ内容の原則：個人データは、その利用目的に適合したものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内において、正確、完全、最新な状態に保たなければならない。③目的明確化の原則：個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確にされる必要があり、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成または当該収集目的に矛盾しない範囲内において、目的を変更するたびに明確化された新たな目的の達成に限定されなければならない。④利用制限の原則：個人データは、目的明確化の原則により明確化された目的以外の目的のために開示、利用、その他の使用に供されてはならない。ただし、データ主体の同意がある場合、または法律に基づく場合はこの限りではない。⑤安全保護の原則：個人データは、紛失、不正アクセス、破壊、使用、改ざん、漏えい等の危険に対し、合理的なセキュリティの措置によって保護されなければならない。⑥公開の原則：個人データに関する開発、運用および方針については、一般的な公開の政策がとられなければならない。

¹ 近年の個人情報保護法制の国際的動向について、藤原静雄「個人情報保護法制の国際的動向：2016年3月」『法律のひろば』69巻5号（2016年）4～13頁、同「個人情報保護法制の国際的動向：2020年8月」『法律のひろば』73巻10号（2020年）42～49頁、参照。

² 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』有斐閣2021年4頁。

個人データの存在，性質，主たる利用目的，およびデータ管理者の氏名，通常の住所を知りうる手段が容易に利用できなければならない。⑦個人参加の原則：個人は以下の権利を有する。(a) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かにつき，データ管理者から，またはその他の方法で確認を得ること。(b) 自己に関するデータを合理的期間内に，有料であるとしても過度にならない費用で，合理的方法で，かつ自分にとって容易に理解しうる方法で知らされること。(c) 以上の請求が拒否されたときには，理由を提示され拒否処分を争うことができること。(d) 自己に関するデータに対して不服申立てをし，不服が認められた場合には，当該データを消去，訂正，補完，補正させること。⑧責任の原則：データ管理者は，①～⑦の諸原則を実施するための措置を講ずる責任を有する。

台湾の個人情報保護法制においても³，OECD 8 原則は大いに参照され，これを満たすべく法制度の設計がなされている⁴。台湾における個人情報の保護に関する一般法である「個人情報保護法（原語「個人資料保護法」，[英訳] Personal Data Protection Act⁵）」は，1995 年に制定された「電子計算機処理に係る個人情報保護法（電腦處理個人資料保護法）」を大改正し，2010 年 9 月 21 日に制定され（2012 年 10 月 1 日施行），その後 2015 年 12 月 30 日に一部改正を経ている（2016 年 3 月 15 日施行）。上述した OECD 8 原則は，個人情報の取扱いに関する基本ルールについて，①収集・取得，②利用，③管理，④提供，⑤開示，訂正および利用停止の場面に分けて説明することが可能でかつ分かりやすいので，本稿では，台湾の個人情報保護法を基本に，上記①～⑤の場面区分に応じて主な個人情報保護ルール，またその他個人情報の保護に関わる基本事項を概説することにより，台湾の個人情報保護法の概要を整理して紹介することにしたい。

2. 個人情報保護法制の体系

台湾において，「個人情報保護法」（原語「個人資料保護法」，以下「個資法」とする）は，個人情報保護に関する一般法である。すなわち，官・民および国（中央政府）・地方を問わず，一般的に適用される（オムニバス方式⁶）。ただし，公的部門のみを対象に規律する規定（「第 2 章 公務機関における個人情報の収集，処理および利用」），民間部門を対象に規律する規定（「第 3 章 非公務

³ 台湾の個人情報保護法制に関する先行研究（日本語文献）として，張淑芬「台湾における個人情報保護の法制について」『季報・情報公開個人情報保護』第 37 号（2010 年）24 頁～，参照。

⁴ 個人情報保護委員会の調査報告（「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）によると，台湾における個人情報保護法制には，OECD 8 原則すべてについて法令に規定があるとしている。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taiwan_report.pdf（2022 年 9 月 20 日取得）。

⁵ 法令データベース「全國法規資料庫」によると，個人情報（資料）保護法の英訳は“Personal Data Protection Act”となっている（<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0050021> [2022 年 9 月 20 日取得]）。

⁶ 世界各国の個人情報保護法制をみると，1 つの法律で国・地方自治体等の公的部門と民間企業等の民間部門の両方を対象とするものと，公的部門と民間部門を別の法律で対象とするセグメント方式がある（宇賀克也・長谷部恭男編『情報法』有斐閣 2012 年 98 頁）。周知のとおり，2021 年以前，日本の個人情報保護法制は国と地方そして官民において複雑な体系をなしていたが，2021 年法改正により，個人情報保護法，行政機関個人情報保護法，独立行政法人等個人情報保護法の 3 つの法律が 1 本の法律に統合され，所管も個人情報保護委員会に一元化された（2022 年 4 月施行）。地方自治体の個人情報保護制度についても，条例で必要最小限の独自の保護措置を定めることは許容されるが，統合後の新（2021 年改正）個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されている（2023 年から施行）。

機関における個人情報の収集、処理または利用」)がある。「法に基づき公権力を行使する中央または地方の機関あるいは行政法人」を「公務機関」といい(個資法2条7号)、日本で言えば、国および地方自治体の機関や独立行政法人など公的部門に相当する。公務機関以外の自然人、法人またはその他の団体を「非公務機関」といい(同8号)、同じく民間部門と相当しよう。

個資法は6つの章56カ条から成り、第1章「総則」(第1条～第14条)、第2章「公務機関における個人情報の収集、処理および利用」(第15条～第18条)、第3章「非公務機関における個人情報の収集、処理または利用」(第19条～第27条)、第4章「損害賠償および団体訴訟」(第28条～第40条)、第5章「罰則」(第41条～第50条)、第6章「附則」(第51条～第56条)という構成となっている。

3. 目的

個資法の目的は、「個人情報の収集、処理および利用を規範化することにより、人格権が侵害されるのを防ぐとともに、個人情報の合理的利用を促進する」ことである(1条)。旧法が電子計算機処理された個人情報のみを対象としたのに対し、個資法では、すべての個人情報について、その処理のほか収集および利用行為を規律対象とする。ここで「処理」とは、「個人情報ファイルを作成しまたは利用するための情報の記録、入力、保管、編集、訂正、複製、検索、削除、出力、連結または内部利用」(個資法2条4号)のこと、「収集」とは、「何らかの方法によって個人情報を取得すること」(同3号)、「利用」とは、「収集された個人情報につき処理以外の使用」(同5号)のことをいう。

個資法の立法目的は、データ主体の人格権が侵害されるのを防ぐという前提のもと、適切な個人情報に係る管理規範を確立することで個人情報の合理的な流通・利用を促進することにある、したがって、もし個人情報の内容が個人の人格権の侵害をもたらすに足るものではない場合、あるいは当該情報が基本的にいかなる特定人の情報を識別、特定できない場合は、個資法の保護の範囲に含まれない、と説明される⁷。また、人格権の保護を明記するが、これは、台湾のプライバシーの権利が人格権を主たる根拠としていることが影響している。

すなわち、司法院大法官解釈において⁸、プライバシーの権利は憲法上の人権として認められている。大法官603号解釈(2005年9月28日)は、次のように述べている。人間の尊厳を維持することおよび人格の自由な発展を尊重することは、自由・民主主義・憲政秩序の核心的価値である。プライバシーの権利は、憲法上明文で列挙された権利ではないが、人間の尊厳および個人の主体性の維持、並びに人格的発展の完成に基づき、個人の生活上の私的領域を他人から干渉されないことおよび個人情報の自己コントロールを保障するため、プライバシーの権利は欠かすことで

⁷ 林鴻文『個人資料保護法』書泉出版2018年7頁。

⁸ 台湾において、制度上の法源には、憲法および司法院大法官解釈、条約、法律および法規命令、判例および司法院解釈ならびに地方自治立法の5つがある。制度上の法源とは、日本では一般的に立法作用によるものであるが、台湾では、立法作用にとどまらず、司法作用である司法院大法官解釈、判例や司法院解釈を含む(蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社2016年25頁)。大法官解釈には、①憲法以下の法規が憲法に違反するか否かをチェックするためのもの、すなわち違憲法令審査としての大法官解釈と、②法令の統一見解を示すための解釈がある(同27～29頁)。

きない権利であり、憲法第 22 条⁹によって保障される。なかでも、個人による個人情報の自己コントロールという情報プライバシー権について言えば、国民には当該個人情報を開示するか否かを決定すること、およびどのような範囲で、いつ、どのような方法で、誰に対して開示するかという決定権が保障されており、それとともに国民は当該個人情報の使用について知りコントロールする権利および情報の記載に誤りにつき訂正する権利を保障されている。ただし、憲法上の情報プライバシー権に対する保障は絶対的なものではなく、国家は憲法第 23 条¹⁰の定める趣旨に合致する範囲内において、法律で明確に規定することにより、それに対して適切な制限を加えることができる。

個資法の立法目的が個人の人格権というプライバシーの権利の保護であることから、生存する自然人のプライバシー権が侵害されるおそれのみを保護対象とし、死亡した者については、個資法の保護の対象に含まれない。ただし、死者の情報が生存する家族等の情報でもある場合は、当該家族等の個人情報として保護される¹¹。このほか、異なる公務機関の間でのデータ流通の問題について、最高行政法院は、異なる公務機関の間で、既に収集された個人情報の流通に関しては、実際に証明することの必要性において現実には避けがたいものであり、かつこれら流通により重複した収集という行政コスト支出を軽減することができ、「個人情報の合理的利用を促進する」の観点から言えば、現実には禁止する必要はないとしている（最高行政法院 2017 年 11 月 16 日判決 2017 年度第 54 号）。

4. 個人情報の定義

個人情報（原語「個人資料」）とは、「自然人の氏名、生年月日、国民 ID 統一番号、パスポート番号、身体的特徴、指紋、婚姻、家族、学歴、職歴、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪前科、連絡先情報、財産状況、社会的活動およびその他直接的または間接的方法により当該個人を識別しうる情報」をいう（個資法 2 条 1 号）。このように、個人情報の保護範囲について、列举例示の規定方式を採るが、法条で明定されたものに限られず、その他直接的または間接的方法により特定個人を識別しうるものは個人情報に当たるとし、補充的規定を置いている¹²。ここで間接的方法による識別されるとは、当該情報を保有する公務機関または非公務機関は当該情報だけでは直接的に識別できないが、その他の情報と照合、組み合わせ、結合する等により、当該特定の個人を識別しうることをいう（個人情報保護法施行細則 3 条）。

実務上、個人情報に当たるとされたものとして、ドライブレコーダーに記録された映像（台北地方法院 2019 年 3 月 4 日 107 年度交字第 459 号判決）、位置情報（国家發展委員会書簡 2018 年 11 月 7 日発法字第 1072002039 号、国家發展委員会書簡 2018 年 11 月 21 日発法字第 1072002136 号）、個人

⁹ 中華民國憲法 22 条は、「およそ人民のその他の自由および権利は、社会秩序および公共の利益を妨げない限り、均しく憲法上の保障を受ける」と規定する。

¹⁰ 中華民國憲法 23 条は、「以上の各条に列举された自由と権利は、他人の自由を妨げることを防止し、緊急の危難を回避し、社会秩序を維持し、または公共の利益を増進するために必要がある場合を除き、法律でもってこれを制限することができない」と規定する。

¹¹ 林鴻文・前掲注(7)、11 頁。

¹² 林洲富『個人資料保護法之理論與實務（2019 年修訂二版）』元照出版社 2019 年 7 頁。

の心拍，呼吸および睡眠等情報またはデータ（法務部書簡 2018 年 4 月 26 日法律字第 10703505830 号），虹彩識別情報（法務部書簡 2018 年 1 月 8 日法律字第 10603517510 号），車ナンバープレートの映像情報（法務部書簡 2017 年 8 月 7 日法律字第 10603510070 号），人体から採取した体液等の生物検体（法務部書簡 2016 年 12 月 20 日法律字第 10503516850 号）などがある。なお，プライバシーと個人情報との関係について，プライバシーは，前出の大法官解釈 603 号が述べるように，個人の生活上の私的秘領域が勝手に公開または干渉されない権利のことであり，保護対象は個人情報だけに限られない。すなわち，プライバシーは個人情報よりも広い概念であり，個人情報のほか個人の生活上の私的秘領域に対する保障を含んでいるとされる¹³。

このほか，電子計算機器を用いてまたはそれ以外の非電算化の方法によって検索，整理できるよう，体系的に確立された個人情報の集合物を「個人情報ファイル」という（個資法 2 条 2 号）。

5. 適用対象

個資法は，公的部門および民間部門の両方，すなわち，法に基づき公権力を行使する中央または地方の機関あるいは行政法人である「公務機関」（2 条 7 号）のほか，公務機関以外の自然人，法人またはその他の団体を意味する「非公務機関」（同 8 号）にも適用される。民間部門では，法人・団体だけでなく個人（自然人）にも適用される。ただし，純然たる個人または家庭での活動は，適用対象外となる。すなわち，自然人が純然たる個人または家庭活動の目的のために，個人情報を収集，処理または利用する場合は，個資法は適用されない（個資法 51 条 1 項 1 号）。また，公共の場所または公共の活動において収集，処理または利用され，未だ他の個人情報と連結されていない視聴覚データについても，適用対象外である（同 2 号）。

中華民国（台湾）の域外適用として，個資法は，「公務機関および非公務機関が，中華民国の領域外で中華民国人民の個人情報を収集，処理または利用する場合も，この法律は適用される」と規定している（51 条 2 項）。

6. 収集・取得

個資法は，OECD 8 原則の収集制限の原則および目的明確化の原則を具現化した規定を置いている¹⁴。個人情報保護の基本原則として，個人情報の収集・取得にあたっては，個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし（利用目的の明示），当該事務の目的を達成するために必要な範囲で個人情報を収集・取得しなければならない，また，個人情報の収集・取得は適法かつ公正な手段によらなければならない。まず個資法は，「個人情報の収集，処理または利用は，当事者の権利利益を尊重しなければならない，誠実性および信用性のある方法に従ってこれを行い，特定された目的の必要な範囲を超えてはならず，かつ収集目的との間で正当で合理的な関連性を有しなければならない」と規定する（5 条）。

そして，公務機関および非公務機関において個人情報を収集・処理するに際しては，特定された目的を有すること，併せて法定の要件に適合するよう定められている¹⁵。公務機関においては，

¹³ 財団法人資訊工業策進會科技法律研究所編著『個資保護 2.0』書泉出版 2019 年 2 頁。

¹⁴ 林鴻文・前掲注(7)，67 頁。

¹⁵ 財団法人資訊工業策進會科技法律研究所・前掲注(13)，58 頁。

(センシティブ情報を除く) 個人情報を収集または処理するにあたり、特定された目的を有するとともに、①法定の職務の執行するに必要な範囲内であること、②当事者(データ主体¹⁶)の同意があること、③当事者の権利利益を侵害するものでないこと、という状況のいずれか1つに適合しなければならない(15条)。ここでは、とりわけ特定された目的を有すべきことが強調される¹⁷。他方、非公務機関においても、(センシティブ情報を除く) 個人情報を収集または処理するにあたり、特定された目的を有するとともに、以下の状況のいずれか1つに適合しなければならない。①法律に明文の規定がある場合、②当事者との間に契約または契約類似の関係があり、かつ適切なセキュリティ措置がすでに講じられている場合、③当事者自身によって公開されまたはその他適法に公開された個人情報、④学術研究機構において公共の利益に基づき統計上または学術研究上の目的のために必要があり、かつ情報が提供者によってすでに処理されまたは収集者によってその公表された方法に従って特定の当事者を識別できないようにしている場合、⑤当事者による同意がある場合、⑥公共の利益を増進するため必要である場合、⑦個人情報が一般に入手可能な情報源から取得された場合(当事者によって当該情報について処理・利用を禁止され、保護に値するより重大な利益が明らかに存在するときは除く)、⑧当事者の権利と利益を侵害するものではない場合(19条)。

公務機関または非公務機関は、(個資法15条ないし19条に従って) 当事者から個人情報を収集するとき、以下の事項を当事者に対し明確に告知しなければならない。①公務機関または非公務機関の名称、②収集の目的、③個人情報の類別、④個人情報利用の期間、地域、対象および方法、⑤当事者が個資法に基づき行使することができる権利(具体的には、本人情報の開示・訂正・利用停止の請求権等)およびその方法、⑥当事者が個人情報を提供するか自由に選択できるとき、提供しないことによって当事者の権利利益に及ぼす影響(個資法8条1項)。ただし、この告知は、以下の状況のいずれか1つがある場合は免ぜられる。①法律の規定に基づき告知が免除される場合、②個人情報の収集が、公務機関において法定の職務を執行し、または非公務機関において法定の義務を履行するにあたり必要である場合、③告知することにより公務機関における法定の職務の執行が妨げられる場合、④告知することにより公共の利益が妨げられる場合、⑤当事者が告知すべき内容を明らかに知っている場合、⑥個人情報の収集が営利による目的に基づくものではなく、かつ当事者に不利な影響を及ぼさないことが明らかである場合(同2項)。

公務機関または非公務機関が、本人以外の者から個人情報の提供を受ける場合(いわゆる第三者提供を受ける場合)、処理・利用をする前に、個人情報の出所並びに、①公務機関または非公務機関の名称、②収集の目的、③個人情報の類別、④個人情報利用の期間、地域、対象および方法、⑤当事者が個資法に基づき行使することができる権利とその方法、といった事項を当事者に対し告知しなければならない(個資法9条1項)。この告知は、最初に当事者に対し利用がなされるときに行うこともできる(同3項)。ただし、この告知も、前述した例外的状況がある場合のほか、以下のいずれか1つの状況がある場合は免ぜられる。①当事者が自身で公開しまたはその他すでに適法に公開された個人情報、②当事者またはその法定代理人に対し告知をすることができない

¹⁶ 当事者とは、個人データの本人のことをいう(個資法2条9号)。

¹⁷ 林鴻文・前掲注(7)、207頁。

場合、③公共の利益に基づいて統計上または学術研究上の目的のため必要性があり、かつ当該情報が提供者によって処理がなされているか、または収集者によってその公表された方法に従って、特定の当事者を識別できないようにしている場合で、その限りにおいて。④マスメディア業界においてニュース報道の公益上の目的に基づいて個人情報を収集する場合（同2項）。このように、台湾の個人情報保護法では、個人情報を本人から直接収集する場合の告示事項と、本人以外の第三者から間接的に個人情報を収集する場合の告知事項を明定している。

7. センシティブ個人情報

個資法は、センシティブ個人情報に関して特別な規律（一般の個人情報よりも厳格な規律）を規定している。すなわち、病歴、医療、遺伝、性生活、健康診断および犯罪前科に関する個人情報は、収集、処理または利用してはならないと定める（6条1項本文）。ただし、以下の状況のいずれか1つに該当する場合は、この限りでないとする（同ただし書き）。①法律に明文の規定がある場合（1号）。②公務機関が法定の職務を執行するにあたりまたは非公務機関が法定の義務を履行するにあたり必要な範囲内で、かつ事前にまたは事後に適切なセキュリティ維持措置が講じられている場合（2号）。③当事者自身によって公開されまたはその他すでに適法に公開された個人情報（3号）。④公務機関または学術研究機関が医療、衛生または犯罪予防の目的に基づき、統計上または学術研究上の目的のために必要であり、かつ情報が提供者によってすでに処理されまたは収集者によってその公表された方法に従って特定の当事者を識別できないようにされている場合（4号）。⑤公務機関における法定の職務の執行または非公務機関における法定の義務の履行に協力するために必要な範囲内で、かつ事前または事後に適切なセキュリティ維持措置が講じられている場合（5号）。⑥当事者による書面の同意。ただし、特定された目的の必要な範囲を超える場合またはその他法律で別に当事者による書面の同意のみによって収集、処理または利用してはならないと制限している場合、あるいは当該同意が当事者の意思に反する場合は、この限りではない（6号）。

このように、病歴、医療、遺伝、性生活、健康診断および犯罪前科に関する個人情報をセンシティブ個人情報（「敏感個人資料」「特種個人資料」）とし、センシティブ個人情報の収集、処理または利用は一般の個人情報よりも厳格であるべきだから、列举された法定の要件に適合する場合のみ、それを行うことができると定め、もって個人のプライバシーの保護を強化している¹⁸。換言すると、センシティブ個人情報は高度な秘密性をもつから、個資法の規定に基づき、公務機関であるか非公務機関であるかを問わず、いずれも原則としてセンシティブ個人個人情報の収集を禁止し、第6条1項ただし書き所定の各種の状況に該当する場合にのみ収集できると定める¹⁹。なお、特殊性またはセンシティブ性を有しない個人情報は、特殊な個人情報と一緒に病歴内に記載されていたとしても、当該情報はなお一般の個人情報に当たるとしている（法務部書簡2018年5月17日法律字第10703507050号）。

¹⁸ 林洲富・前掲注(12)，32頁。

¹⁹ 林鴻文・前掲注(7)，89頁。

8. 管理

個人情報の適切な管理について、個資法は、OECD 8 原則のデータ内容の原則を具現化する規定を定めている。すなわち、公務機関または非公務機関は、個人情報の正確性を維持しなければならない、かつ自主的にまたは当事者からの請求に基づきそれを訂正または補完しなければならない（11 条 1 項）。個人情報の正確性について争いがある場合は、自主的にまたは当事者からの請求に基づき処理または利用を停止しなければならない。ただし、職務または業務を遂行する上で不可欠であり、または当事者の書面による同意を得ており、かつそれに争いがあることを注記している場合は、この限りではない（同 2 項）。個人情報を収集した特定の目的が消滅したときまたは期限が満了したときは、自主的にまたは当事者からの請求に基づき、当該個人情報を削除し、その処理または利用を停止しなければならない。ただし、職務または業務を遂行する上で不可欠でありまたは当事者の同意を得ている場合は、この限りではない（同 3 項）。この法律の定めに従って個人情報を収集、処理または利用した場合は、自主的にまたは当事者からの請求に基づき、当該個人情報を削除し、その収集、処理または利用を停止しなければならない（同 4 項）。公務機関または非公務機関に責めに帰すべき事由により、未だ訂正または補完のなされていない個人情報は、訂正または補完された後に、過去に利用に供していた対象を通知しなければならない（同 5 項）。

安全保護の原則に関して、個資法 18 条は、「公務機関は、個人情報ファイルを保有する場合、セキュリティ維持に係る事項を取扱う専任者を指定して、個人情報の盗難、改ざん、毀損、紛失または漏えいを防止しなければならない」と規定する。同様に、27 条 1 項は、「非公務機関は、個人情報ファイルを保有する場合、適切なセキュリティ措置を講じて、個人情報の盗難、改ざん、破損、紛失または漏えいを防止しなければならない」と規定する。また、対象事業の中央所管機関は、非公務機関を指定して個人情報ファイルのセキュリティ維持計画または業務終了後の個人情報の処理方法を策定させることができる（27 条 2 項）。

9. 利用・提供

前述したように、公務機関であれ非公務機関であれ、本人以外の者から個人情報の提供を受ける（第三者提供）場合、原則として、個人情報の出所のほか、①公務機関または非公務機関の名称、②収集の目的、③個人情報の類別、④個人情報利用の期間、地域、対象および方法、⑤当事者が個資法に基づき行使することができる権利とその方法、を当事者に対し告知しなければならない（個資法 9 条 1 項）。この告知は、最初に当事者に対し利用がなされるときに行うこともできる（同 3 項）。

(1) 公的部門（公務機関）に対する規制

公務機関は、（センシティブ個人情報を除く）個人情報を利用するにあたり、法定の職務を執行するに必要な範囲内でこれを行わなければならない、かつ収集の際に特定された目的と合致しなければならない（個資法 16 条本文）。ただし、以下の状況のいずれか 1 つがある場合は、特定された目的以外の利用をすることができる（同条ただし書き）。①法律に明文の規定がある場合（ただし書き 1 号）。②国家の安全を維持または公共の利益を増進するために必要である場合（2 号）。③当事者の生命、身体、自由または財産上の危険を回避するため（3 号）。④他者の権利利益に対す

る重大な危害を防止するため（4号）。⑤公務機関または学術研究機関において公共の利益に基づき統計上または学術研究上の目的のために必要があり、かつデータが提供者によってすでに処理されまたは収集者によってその公表された方法に従って特定の当事者を識別できないようにしている場合（5号）。⑥当事者の権利利益にとって有利である場合（6号）。⑦当事者の同意がある場合（7号）。

目的明確化の原則に基づき、個人情報の利用は、法定の職務を執行するに必要な範囲内において、かつ収集の際に特定された目的と合致しなければならないが、公務機関が目的外利用をしようとする場合、当事者のプライバシー権益に対する影響が大きいため、法律でもって必要な場合を定めなければならない、列举方式により例外を定めることにより、調整を図っている²⁰。例外的状況は、法律の明文規定（1号）、公益と個人の権利利益を衡量したうえで公共の利益が上回る場合（2号、5号）、当事者の権利利益に資するないし当事者の同意のある場合（3号、4号、6号、7号）に大別される²¹。例えば地籍情報の目的外利用も、個資法16条ただし書き所定の例外事由に該当する限りで認められるとされている²²。なお、第5号にいう「特定の者を識別することができない」とは、情報の一部を暗号化、匿名化、マスキングまたはその他の方法によって、特定の個人を識別することができないようにすることを意味する（個資法施行細則17条）。つまり、匿名加工された個人情報について、統計上または学術研究上の目的による目的外利用を許容する。

実務的解釈として、第2号の「公共の利益を増進」とは、社会上不特定多数の人により共有しうる利益のことをいい、抽象概念に当たり、その範囲および認定基準をにわかに定めるのは難しいから、具体的な個別事案に応じてそれぞれ認定するのがよいとしている（法務部書簡2018年6月29日法律字第10703507780号）。何が「国家の安全を維持しまたは公共の利益を増進するために必要である」に当たるかは、所管機関または法院が個人情報を公開することにより増進される公共の利益と個人情報を非公開にすることにより保護されるプライバシー権益を比較衡量したうえで判断されるべきであり、比較衡量のうえ前者による侵害の程度が軽い場合は、これを公開することができるとしている²³。また例えば、社会福祉行政の所管機関は、法定の職務を執行するため子どもに対し訪問調査を行い、子どもの戸籍、親等との関係および出入境等の情報を収集する必要があるから、それを収集、処理することは、個資法15条1号の規定に適合しないものではなく、他方、関係機関に上述の情報を提供しよう請求することは、その必要性および重要性は子どもの人身の安全に密接に関係するから、同法16条ただし書き第2号「公共の利益を増進するために必要である」および第3号「当事者の生命、身体、自由または財産上の危険を回避するため」に該当するとすべきであり、よって特定された目的外の利用をすることができるとしている（法務部書簡2016年11月11日法律字第10503515840号）。

公開原則に関する規定として、公務機関は、一定の事項（①個人情報ファイルの名称、②保有機関の名称および連絡先、③個人情報ファイルを保有するための根拠および特定された目的、④個人情報の類別）について、インターネット上のウェブサイトに掲載し、またはその他適切な方法によ

²⁰ 林鴻文・前掲注(7), 228～229頁。

²¹ 林鴻文・前掲注(7), 229頁。

²² 林洲富・前掲注(12), 67頁。

²³ 財団法人資訊工業策進會科技法律研究所・前掲注(13), 83頁。

り公衆の検索閲覧に供しなければならない（個資法 17 条）。変更がある場合についても、同様である。

（2）民間部門（非公務機関）に対する規制

非公務機関は、（センシティブ個人情報を除く）個人情報を利用するにあたり、収集の際に特定された目的に必要な範囲内でこれを行わなければならない（個資法 20 条 1 項本文）。ただし、以下の状況のいずれか 1 つがある場合は、特定された目的以外の利用をすることができる（同項ただし書き）。①法律に明文の規定がある場合（ただし書き 1 号）。②公共の利益を増進するため必要である場合（2 号）。③当事者の生命、身体、自由または財産上の危険を避けるため。④他者の権利利益に対する重大な危害を防止するため（4 号）。⑤公務機関または学術研究機構において公共の利益に基づき統計上または学術研究上の目的のために必要があり、かつ情報が提供者によってすでに処理されまたは収集者によってその公表された方法に従って特定の当事者を識別できないようにしている場合（5 号）。⑥当事者による同意がある場合（6 号）。⑦当事者の権利利益にとって有利である場合（7 号）。

ビックデータ活用時代に合わせて、個人情報を販促の用途に利活用する場合の留意事項についても定める。非公務機関は販促に個人情報を利用する際は上述の定め（個資法 20 条 1 項）に従って行わなければならないが、当事者が販促を受け取ることに拒否の意思表示をしたときは、直ちに当該個人情報を販促に利用することを停止しなければならない（同 2 項）。また、非公務機関は、最初の販促のときに、販促を受けることに拒否の意思表示をする方法を当事者に提供するとともに、必要な費用を支払わなければならない（同 3 項）。

個人データの越境移転（個人データを外国の第三者が利用できる状態のこと）の制限に関する規定もある。すなわち、非公務機関が個人情報を国際的に転送するにあたり、①国家の重大な利益が関わる場合、②国際条約または協定に特別な定めがある場合、③データ受領国において個人情報の保護に関して整備された法規が未だ存在せず、これにより当事者の権利利益を損なうおそれがある場合、④迂回的方法により第三国（地域）に個人情報を転送してこの法律の適用を回避する場合、いずれか 1 つの状況がある場合は、対象事業の中央所管機関がそれを制限することができる（個資法 21 条）。

10. データ主体の同意

公務機関および非公務機関が個人情報を収集または処理するにあたり当事者（データ主体）から得るべき同意（個資法 15 条 2 号・19 条 1 項 5 号）とは、当事者が収集者によってこの法律で定められた告知すべき事項を告知されたうえで、それを承諾する旨の意思表示をいう（同 7 条 1 項）。目的外利用のために例外的に許容される当事者（データ主体）による同意（同 16 条 7 号・20 条 1 項 6 号）とは、特定された目的以外のその他の利用目的、範囲および当事者の権利利益に影響を及ぼすか否かについて、当事者が収集者によって明確に告知されたうえで、単独でなされる意思表示をいう（同 7 条 2 項）。収集者は、当事者による同意を得ていることの事実について、基本的に立証責任を負うとされている（同 4 項）。なお、公務機関および非公務機関が、当事者から個人情報を収集する際に法定の所定事項を明確に告知するとき、当事者が拒否する旨を未だ表示せず、かつ個人情報をすでに提供している場合は、当事者はすでに同意を表示したものと推定する（同

3項)。

センシティブ個人情報については、公務機関であれ非公務機関であれ、例外的に収集、処理または利用が許容される当事者の同意は、書面による同意に限られる。ただし、特定された目的の必要な範囲を超える場合またはその他法律で別に当事者による書面の同意のみによって収集、処理または利用してはならないと制限している場合、あるいは当該同意が当事者の意思に反する場合は、当事者による書面の同意があっても認められない（個資法6条1項6号）。

11. データ主体の開示・訂正・利用停止等の請求権

OECD 8 原則の 1 つである参加原則についても、台湾の個人情報保護法上、明文で規定されている。すなわち、当事者は自己の個人情報に関して、個資法に従って、①照会または閲覧請求、②複本の作成請求、③補完または訂正の請求、④収集、処理または利用の停止請求、⑤削除請求、という権利を行使することができ、かかる権利はあらかじめ放棄され、または特別の契約によってこれを制限してはならないと定める（3条）。この条項は、個人データ主体の権利、すなわち、個人データの本人の当該自己情報が各流通過程において処理・利用されることに関する情報プライバシー権または情報自己決定権を規律するものである²⁴。前述した司法院大法官解釈においても、「個人情報の自己コントロールという情報プライバシー権について言えば、国民には当該個人情報を開示するか否かを決定すること、およびどのような範囲で、いつ、どのような方法で、誰に対して開示するかという決定権が保障されており、それとともに国民は当該個人情報の使用について知りコントロールする権利および情報の記載に誤りにつき訂正する権利を保障されている」と述べており、本条項は、ドイツ、イギリス、日本など諸外国の立法例を参考に、あらかじめ放棄されまたは特別の契約によって制限してはならない情報請求権を明定したものである²⁵。

当事者（データ主体）から照会、閲覧、複本の作成請求（つまり開示請求）に対して、公務機関または非公務機関は、その収集した個人情報につき、照会に対し回答し、閲覧に供しまたは複本を作成しなければならない。ただし、以下の状況のいずれか 1 つがある場合は、この限りではない。①国家の安全、外交上および軍事上の機密、経済全体の利益またはその他国家の重大な利益を妨げる場合。②公務機関における法定の職務の執行を妨げる場合。③当該収集機関または第三者の重大な利益を妨げる場合（個資法 10 条）。「第三者の重大な利益を妨げる」とは、第三者個人の生命、身体、自由、財産またはその他重大な利益にとって害のあることをいう（個資法施行細則 18 条）。このように、当事者の権利利益保護の観点から、個資法上の権利行使は原則として拒否され得ないが、国家公共の利益ないし他者の権利利益を衡量し、請求を拒否しうる 3 種類の例外的事由を法律で定めている。

公務機関または非公務機関は、個人情報の正確性を維持しなければならないが、当事者は自己情報に誤りがあると認めるときは、その訂正または補完を請求することができる（個資法 11 条 1 項）。当事者は本人情報の訂正または補完を請求するとき、その原因および事実について適切な釈明をしなければならないとされる²⁶。また、個人情報の正確性について争いがある場合、当事者は

²⁴ 林鴻文・前掲注(7), 48 頁。

²⁵ 林鴻文・前掲注(7), 49 頁。

²⁶ 林鴻文・前掲注(7), 190 頁。

その処理または利用の停止を請求することができる（同2項）。個人情報を収集した際の特定期間が満了したときは、当該個人情報を削除し、あるいはその処理または利用を停止するよう請求することができる（同3項）。このように、個資法は、本人情報に係る訂正・利用停止等の請求権を規定している。

公務機関または非公務機関は、当事者から照会、閲覧、複本の作成請求を受理したときは、15日以内にその可否の決定をしなければならない。必要なときは、それを延長することができるが、延長の期間は15日を超えてはならず、かつその理由を書面により請求者に通知しなければならない（個資法13条1項）。訂正、利用訂正等の請求を受理したときは、公務機関または非公務機関は、30日以内にその可否の決定をしなければならない。必要なときは、それを延長することができるが、延長の期間は30日を超えてはならず、かつその理由を書面により請求者に通知しなければならない（同2項）。

このほか、個人情報の照会またはその閲覧を請求されまたはその複本の作成を請求された場合、公務機関または非公務機関は、事情を酌量して必要なコスト費用を徴収することができる（個資法14条）。このように、自己情報を「有料であるとしても過度にならない費用」で請求できるよう規定されている。

12. 行政監督

対象事業の中央所管機関または直轄市、県（市）政府は、データファイルのセキュリティ維持、業務終了におけるデータ処理の方法、国際移転の制限またはその他定例的な業務上の検査を執行するために必要があると認めるとき、またはこの法律の規定に違反するおそれがあるとき、職務執行証明文書を携えた要員を派遣して検査を行うことができ、さらに関係する人員に必要な説明をさせ、協力のための措置を講じまたは関連する証明資料を提出するよう命じることができる（個資法22条1項）。当該検査をするときは、情報、電気通信または法律などの専門家と共同でこれを行うことができる（同3項）。また、当該検査をするとき、対象事業の中央所管機関または直轄市、県（市）政府は、没収しうるまたは証拠としうる個人情報またはそのファイルについて、それを勾留または複製することができる。勾留または複製すべき物については、その所有者、所持者または管理者に提出または交付するよう要求することができる。正当な理由なしに提出、交付を拒否する場合あるいは勾留または複製に抵抗する場合、当該非公務機関の権利利益にとって最も損害の少ない方法によって強制的にこれを行うことができる（同2項）。検査に関与した者は、検査によって他人の情報を知った場合、守秘義務を負う（同5項）。なお、このような検査したうえで個資法の定めに違反する情状が発見されなかった場合、対象事業の中央所管機関または直轄市、県（市）政府は、当該非公務機関の同意を得たうえで、その検査結果を公表することができる（26条）。

非公務機関において個人情報保護法の定めに違反する情状がある場合、対象事業の中央所管機関または直轄市、県（市）政府は、個人情報保護法の定めに従って過料を科すほか、以下の処分をすることができる。①個人情報の収集、処理または利用を禁止する。②処理された個人情報ファイルの削除を命令する。③違法に収集された個人情報を没収しまたはその廃棄を命令する。④非公務機関の違法の状況、並びにその氏名または名称および責任者を公表する（個資法25条1項）。

また、このような処分を行うとき、対象事業の中央所管機関または直轄市、県（市）政府は、個資法違反の情状を制御するために必要な範囲内で、当該非公務機関の権利利益への損害が最も小さい方法によりこれを行わなければならない。

13. むすびにかえて

台湾の個人情報保護法の規定を概観すると、OECD 8 原則にいう目的明確化の原則、利用制限の原則、データ内容の原則、安全保障の原則などを具現化した規定がみられることや、当事者（データ主体）の閲覧・訂正・利用停止等の請求権を定めることなどから、個人情報保護の国際的標準を大体において満たすものとなっていると言える。また、社会のデジタル化への対応や国際的な制度調和を意識した規定もみられる。さらに、特徴的なこととして、データ主体の同意に関して詳細な規定を置いていることが挙げられる。

台湾の個人情報保護法制の課題として議論されていることは大きく 2 つある。1 つは、個人情報の適切な管理と利活用を監督するための、個人情報の保護を統一的に所掌する政府機関が未だ存在しないことである。したがって、日本の個人情報保護委員会のような、個人情報の保護を統一的に所掌する独立した機関の設置問題が議論されている。もう 1 つは、個人情報の目的外利用・第三者提供などの例外規定が抽象的に過ぎ、運用上の困難を生じさせていることである。確かに、かかる例外規定にあっては、不確定概念を使用せざるを得ないところがあるが、プライバシーの権利保護の観点および、デジタル防疫（デジタル技術を活用した感染症対策）とプライバシー・個人情報保護を適切に衡量する観点から、特別法の規定の整備を含めて、これらの規定を改善すべきという意見・主張も強い。これらの点は、別稿で改めて考察し詳細に述べることにしたい。